

第二十六号議案

江戸川区育成室条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月二十八日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区育成室条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区育成室（以下「育成室」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 在宅の身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は発達障害を有する児童（以下「児童」という。）に対し、障害の状況に応じて発達を支援し、もって児童及びその家族の福祉の向上を図るため、育成室を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区小岩育成室	江戸川区北小岩二丁目一四番一七号
江戸川区・西育成室	江戸川区宇喜田町一七五番地
江戸川区中央育成室	江戸川区本一色二丁目一〇番一五号

(事業)

第三条 育成室は、前条の目的を達成するため、満一歳六箇月から小学校就学の始期に達するまでの児童に対し、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に規定する児童デイサービスに関する事業を行う。（利用できる者）

第四条 育成室を利用することができる者は、法第十九条第一項に規定する支給決定を受けた保護者及びその児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の規定による措置を受けた児童を含む。）であつて、江戸川区の区域内に住所を有する者とする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用手続等）

第五条 育成室を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

3 区長は、育成室の利用について次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

一 育成室の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が定員に達したとき。

二 その他管理上支障があるとき。

（使用料）

第六条 利用者は、法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納めなければならない。

2 前項に規定する使用料は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める期日までに納付しなければならない。

（使用料の減額又は免除）

第七条 前条に規定する使用料は、区長が特別の理由があるとき、減額又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第八条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があるとき、認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用承認の取消し等）

第九条 区長は、育成室の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。

二 利用目的又は利用条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により、育成室の利用ができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十条 利用者は、その利用が終わったとき又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用権の譲渡等の禁止）

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第十二条 利用者は、施設若しくは備付器具等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（開室時間等）

第十三条 育成室の開室時間及び休室日は、規則で定める。

（委任）

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成二十三年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 育成室の利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に法に規定する児童デイサービスに係る法第十九条

第一項に規定する支給決定を受け、江戸川区小岩育成室及び江戸川区・西育成室を利用し、かつ、施行日以後も同一の育成室を利用する者については、第五条の規定による利用の承認を受けたものとみなす。

4 この条例の施行前に江戸川区立共育プラザ条例（平成十七年三月江戸川区条例第十一号）の規定により利用した江戸川区小岩育成室及び江戸川区・西育成室に係る使用料については、なお従前の例による。

（説明）

育成室の設置及び管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。